

贈  
呈

日本産業衛生協會報

No. 38

第六回日本産業衛生協會總會ニ於ケル  
社會局長官諮問「労働者ノ肺結核豫防  
上適當ナル施設如何」ニ對スル答申

- 附 1. 國際労働會議ニ専門技術者派遣ニ關スル建議書
- 2. 工場監督制度擴充ニ關スル決議

日本産業衛生協會  
(倉敷労働科學研究所内)  
昭和九年五月

始



12  
988



第六回日本産業衛生協會總會ニ於ケル  
社會局長官諮問「労働者ノ肺結核豫防  
上適當ナル施設如何」ニ對スル答申

昭和九年二月二十日

日本産業衛生協會理事長

暉 峻 義 等

社會局長官

丹 羽 七 郎 殿

謹 啓

過般大阪市ニ於テ開催シタル第六回日本産業衛生協會總會ニ際シテ御諮問相成候「労働者ノ肺結核豫防上適當ナル施設如何」ニ關シテハ慎重審議ノ結果別項ノ如キ成案ヲ得候ニ就キ茲ニ答申ニ及ビ候也

第六回日本産業衛生協會總會ニ於ける社會局長官諮問「労働者ノ肺結核豫防上適當なる施設如何」ニ對する答申

労働者ノ肺結核豫防ニ關しては、労働者ノ採用ニ際して其選擇を嚴にし、以て素因者ノ淘汰と患者ノ除外に努め、既に労働ニ従事シツつある者ニ對しては、過勞ノ防止、榮養ノ改善並に衛生施設ノ完備等によりて、その健康維持及び増進を圖ると共に、要健康注意者ノ看視によりて罹患者ノ早期發見に勉めると同時に、罹患者ニ對しては十分なる醫療給付と適切な療養施設とによりて、その療養ノ徹底を期するを要諦となす。今之等ノ事項ニ關して、之を發病防止ニ關するものと、感染防止ニ關するものとに分ちて、更に詳説すれば次ノ如し。

1. 發病防止ニ關するもの

- イ、入社時ノ體格検査並に健康診斷を勵行すること
- 單に肺結核のみならず他の諸病ノ有無をも精査し、且つ現症のみならず既往歴家族歴をも顧慮し、既に他の工場、礦山にて從業ノ經歷あるものに就ては前ノ從業場ニ於け

發行所寄贈本



る勤務、健康状態を照會すること等により、一層嚴密なる選擇を行ひ以て結核に關する就業禁止規程の徹底を期すると共に素因者の淘汰と患者の除外に勉むるの必要ありと認む。

ロ、工場附屬寄宿舎規則第16條を通勤労働者にも適用すること

ハ、工場醫及び鑛山醫の設置規程を設くること

常時 500名以上の労働者を雇傭する工場又は鑛山にありては、少くとも労働者 500名に對し 1名以上の割合を以て専屬の醫師を置かしめ、労働者 500名以下の工場にありても、成る可く特定の醫師を囑託するの規程を設け、以て豫防並に診療の完璧を期したし。

ニ、過勞の防止

發病の誘因として過勞は重大なる因子の一なる事明なるを以て、保護職工の最低年齢の引き上げ、成年工及び特に保護職工の労働時間の短縮等の方法に據り過勞防止に勉むること。

ホ、労働者の健康保持及び之が増進のため左の各項を勵行すること

(1) 榮養改善、特に工場食標準の設定

此の目的の爲めに講習會、又は其の他何等かの方法により炊事係を指導教育するの必要を認む。

(2) 體育獎勵、衛生思想の教育及び普及

(3) 工場及び寄宿舎其の他附屬建物の衛生設備改善

(4) 工場内清淨規程を設けて之を勵行せしむること

ヘ、肺結核の早期發見及び豫防上、左記の各項を成る可く定期的に勵行すること

(1) ツベルクリン反應の検査

但し皮内反應を最も確實なりと認む。

(2) 喀痰の検査

場合によりては集合検査法の便法に據るも可なり。

(3) 隔日検温、月例體重測定の勵行

微熱あるもの、體重の減少するもの及び發育期に於て體重の増加せざるもの等に對し、特別に保健上の注意を拂ふ必要を認む。

(4) 保健看護婦又は保健係を設置すること

寄宿舎の巡視、社宅、通勤者の家庭訪問等により専ら保健上の指導相談に當らしめ、以て早期發見及び豫防に關し醫師の介補たらしむ。

ト、健康相談所の増設及び其の内容充實

現行規程を改正し更に小都市並に産業上樞要の地にも健康相談所を設置し、且つ其の内容を充實せしめ巡回看護婦制度等により労働者、特に通勤労働者及び其の家族の保健指導に當らしむ。

チ、職業紹介所と健康相談所との連絡

公私職業紹介所は健康相談所と連絡を保ち、健康相談所の健康診断に合格したるものに非ざれば職業を紹介せざることとし、且つ其の健康状態に應じたる適當なる職業を撰びて紹介するの必要を認む。

## 2. 感染防止に關するもの

イ、開放性結核患者の隔離及び之に伴ふ住居、汚物等の消毒勵行

ロ、健康保險法の醫療給付を結核に對しては其の期間を延長し以て療養の徹底を圖ること

ハ、労働者のための「サナトリウム」設置

單に重症者の隔離及治療を目的とするのみならず、輕症者及び恢復期にある者のために、輕易なる生業を營みつつ療養せしめ得らるるが如き、農園等の附屬せる「サナトリウム」の設置を望む。

而して私設團體の「サナトリウム」設置及び維持に對しても國庫補助其の他の方法により之が助成の途を講ぜられたし。

## 3. 豫防法の獎勵及び研究補助

適切なる豫防法獎勵の目的を以て、其の優秀なるものに對しては之を表彰するの規程を設け、且つ特殊豫防法の研究或は豫防勵行上の基準たるべき正確なる罹病統計作製等に關しては、之が助成の途を講ずること。

## 建 議 書

## 主 旨

第十八回國際労働會議ニ専門技術者ヲ派遣セラレンコトヲ望ム

## 理 由

本年壽府ニ於テ開催セラル、第十八回國際労働會議ニ於テハ正式議題トシテ『労働者職業病補償ニ關スル條約ノ一部改正ニ關スル件』提出セラレ之ガ討議行ハレントス。而シテ硅肺問題、燐及其化合物、砒素及其化合物、『ベンゼン』、共同屬體並ニ其『アミド』及『ニトロ』透導體並ニ脂肪列ノ炭化水素及其鹽化物ノ中毒並ニ其續發症ノ問題其他ニ關シテハ絶對的ニ専門的知識ヲ必要トシ會議派遣者中ニ之カ専門技術者ヲ加フルヲ必至ト爲スモノナリ。尙之ニ加フルニ塵埃肺就中硅肺問題ニ關スル研究ハ最近歐米ニ於ケル産業衛生家間ニ於テ十分ナル研鑽ヲ遂ゲラレ其結果ノ見ルベキモノアルニ際シ、之等權威者ノ間ニ伍シ我國ニ於ケル研究ヲ發表シ討議ヲ盡スハ獨リ今回ノ會議ノ爲ニ必要ナルノミナラズ廣ク海外ノ研究ノ結果ヲ提ヘ來ルハ我國産業衛生ノ爲ニ貢獻スル所特ニ大ナルモノアリト信ズルモノナリ。コノ故ニ今回ノ國際労働會議ニ對シ技術者ノ派遣ヲ希望シテ止マザルモノナリ。

右本會第六回總會ノ決議ヲ經テ謹ミテ建議候也

昭和九年一月二十二日

日本産業衛生協會  
理事長 暉 峻 義 等

社會局長官 丹羽七郎殿

日本産業衛生協會第六回總會に於ける議決  
『工場監督制度擴充の件』に關する決議

日本産業衛生協會理事長 暉 峻 義 等

日本産業衛生協會は昭和八年十一月大阪市に開催のその第六回總會に於て會員井口哲宗氏の提出せる議題『工場監督制度擴充に關する件』を討議の結果次の如き決議に到達せり。此決議は我國産業各部門の醫事衛生的事業に關與する本協會全會員が慎重に討論協議し産業振興の爲に最も適切にして且その實現を熱望するものなり。

## 決 議

- I 或る地方を一區域として工場監督署を設置し、之れに在任制の監督官を置くこと。
- II 各府縣に必ず衛生の工場監督官又は同補を一名又は一名以上設置し、且つ現員現給とすること
- III 或る一定數以上の職工を有する工場には專屬工場醫を設置し現在の工場監督官制度を補助する意味に於て工場衛生監督指導の責を有せしむること。

42  
988

終